

個答申第 1 号
平成 / 19 年 2 月 2 日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市個人情報保護審査会

会 長 森 大 鳳 雄

個人情報取扱に関する例外事項についての類型に係る
意見照会について（答申）

平成 19 年 1 月 10 日付、秘広第 333 号の包括的諮問について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問第 1 号 個人情報取扱に関する例外事項について

今回の諮問は、現在すでに類型として運用されているものに新たに追加する事項が示されていますが、これらの個人情報取扱に関する例外事項に関して類型に該当するか否かについては、安易に判断することなく、個々の事例毎に慎重な検討を期し、類型に該当しない場合はもとよりその判断が微妙な場合は、条例の規定に基づき審査会の意見を聴くものとしします。

今後も、個人情報の保護に対する社会の動向を踏まえ、適時必要な見直しを行いながら適正な運用に努められたい。

個別の類型については、次のとおり意見を付します。

1. 本人以外から個人情報を例外的に収集することについて(条例第 7 条第 2 項第 8 号)
 - ・ 本人以外から個人情報を例外的に収集することができる場合の類型

諮問された 3 件の類型については、いずれも本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、本人からの収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の内容や必要性の検討を十分に行い、事務に必要な範囲で最小限の収集とすべきであると考えます。また、防犯カメラ等による情報収集については「防犯カメラ作動中」等の掲示が必要であると考えます。

3. 目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用・提供することについて（条例第8条第1項第6号）

- ・目的の範囲を超えて個人情報を例外的に利用・提供することができる場合の類型

諮問された3件の類型については、個人情報の利用・提供を行う必要があると認められます。

ただし、個人情報を利用する場合は、事務に必要な範囲で最小限の利用とすると共に当該個人情報の適切な管理に努め、提供を行うにあたっては、相手方の使用目的や提供される個人情報の内容からみて提供すべき理由に合理性がある場合に限り提供できるものとし、利用・提供の場合において実施機関は条例第8条第2項の規定に従い、当該個人情報の適切な管理と保護のための必要な措置を今後も講じられるよう要請します。



4. オンライン結合により情報を特定のものに提供することについて（条例第9条第1項第2号）

- ・オンライン結合により情報を特定のものに提供することができる場合に関する事項

諮問された15件の事項については、オンライン結合による提供が必要なものと認められます。

ただし、不正なアクセスによる個人情報の漏洩・改ざんを防止するため、実施機関及びオンラインで結ばれる提供先の双方において、情報通信技術の急速な進展に即応して、担当者の特定期間やパスワードの管理などにより万全のセキュリティ対策を今後も引き続き実施されるよう要請します。

4-2. オンライン結合により情報を不特定のものに提供することについて（条例第9条第1項第2号）

- ・オンライン結合により情報を不特定のものに提供することができる場合に関する事項

諮問された1件の事項については、オンライン結合による提供が必要なものと認められます。

ただし、インターネットによる不特定のものに対する個人情報の提供であり、その内容については十分な精査をし、本人の同意等のあるものに限り、また、不正なアクセスによる個人情報の改ざんを防止するため、万全のセキュリティ対策を図られるよう要請します。